



(日本語版)

2004年10月20日

個人情報保護に関する法律についての
ガイドライン草案について
国土交通省によるパブリックコメントの求めに応じる
在日米国商工会議所
プライバシー・タスクフォース
及びトランスポート・ロジスティクス委員会の
意見

個人情報保護に関する法律についての国土交通省所管分野を対象とするガイドライン草案(以下、「本ガイドライン」という)に対するコメントを行う機会をいただき感謝しております。正当に期待される個人のプライバシーを保護するために基本法は必要かつ健全な措置であります。一方、個人情報を取り扱う会社にとってビジネスの現実に即した運用が行えるよう柔軟性を考慮する必要があると在日米国商工会議所(ACCJ)は常に主張してきました。各省により公布される予定のガイドラインは、基本法の一般的な規定を解釈するために不可欠のものとなるものであり、情報保護の原則と同時に情報の適切かつ効果的な利用の価値の両者にまたがる適切なバランスに従うべきものです。

さらに、基本法の枠組みの下で諸省庁が特定分野に向けたガイドラインを担当することとなる以上、様々の規則及びガイドラインが相反するのを避けるためには、省庁間の強力な調整が不可欠となります。特に、すべての省庁が作成したガイドラインが相互に矛盾がないものであることが重要でしょう。例えば、すべての省庁がそれぞれのガイドラインで用いる定義及び用語、並びにすべての省庁が課す義務は、すべてのガイドラインを通じて、一貫すべきものです。また、執行の過程においても、省庁間の強力な調整のあることが重要となるでしょう。共通管轄がある場合は、諸省庁は、統一見解を作成し、共通の裁定又は決定を下すべきです。現時点の草案では、本ガイドライン及び厚生労働省ガイドラインは共に国土交通省の管轄下にある企業の従業員に適用されることとなります。事業者は、省庁間の相違を解決する責任を負わされるべきではありません。可能な範囲で、かかる裁定又は決定は、事業者が諸省庁の解釈を理解し、その事業をすすめるに当たってかかる解釈に信頼できるように、公刊及び公表されるべきです。同様に、関係省庁は、「ノーアクション・レター」手続きを導入し、事業者が諸省庁と相談でき、かかる事業に反対する行政処置をとらないという諸省庁の決定に信頼できるようにすべきです。基本法及びその関連のガイドラインを執行するに際して制度の透明性と予見可能性を高めるためには、かかる手続きは不可欠です。

the american chamber of commerce in japan
masonic 39 mt bldg. 10f 2-4-5 azabudai, mintato-ku, tokyo 106-0041

在日米国商工会議所

〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル10階
tel 03 3433 5381 fax 03 3433 8454 www.accj.or.jp

漏えい等が発生した場合の対応（本ガイドライン第21条）

第9条において、「漏えい等」は漏えい、滅失又は毀損と定義されています。よって、現時点の草案では、第21条に定められている対応は、不注意によるデータの漏えいと不注意によるデータの毀損に対して、同様に適用されることとなります。しかし、不注意によりデータが漏えいした場合の対応と、不注意によりデータが毀損した場合の対応はかなり異なります。よって、第21条の規定が、滅失又は毀損されたデータではなく、漏えいされたデータにのみ適用されることをご提案させていただきます。

下記の修正をご提案させていただきます。

- 第21条 個人情報取扱事業者は、個人データの重大な漏えいが発生した場合は、事実関係を本人に速やかに通知し、又は公表するものとする。
- 2 個人情報取扱事業者は、個人データの重大な漏えいが発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表するよう努めるものとする。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データの重大な漏えいが発生した場合は事実関係を国土交通省に直ちに報告するものとする。

安全管理措置 － 従業員の非開示契約（本ガイドライン第9.3条）

安全管理措置に関する条項では、事業者が従業者と非開示契約を締結するように勧められています。文面では、この義務は、従業者が企業秘密又は個人情報にアクセスするか否かにかかわらず、事業者のすべての従業者に適用されるべきものとなります。故に、かかる義務は事業者に対する重大な負担となる一方で、個人情報のセキュリティを高めるにはほとんど役に立たないでしょう。

委託先の監督（本ガイドライン第11条）

基本法の要請では、事業者は、個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して、「必要かつ適切な監督」を行わなければなりません。この高レベルの義務は、適切であり、これで十分であると考えます。ところが、本ガイドラインの示唆するところでは、事業者は委託先として選定するための基準を設けること、また、かなり詳細な契約内容を含む契約を各委託先と締結することが必要とされています。本ガイドラインでは、関係する事業者によって、外部委託契約書は必要であることも必要でないこともあることを承認するべきです。例えば、ある事業者は、ルーティン化したサービスを提供している別の事業者と長期にわたるビジネス関係を確立していることがあり得ます。この場合、契約書は必要ないでしょう。このことは、事業者がその関連会社の一つに業務委託する場合にも当てはまるでしょう。さらに日本では、事業者双方が基本法に服するため、契約書は不要となるかも知れません。この

理由で、本ガイドラインでは、契約書が必要であるか否かは事業者が自ら決めるべきことであり、これは、事業者と委託先との間のビジネス関係の文脈によって異なると認めるべきであると考えられます。